

「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」改定に係る調査及び分析業務
公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」改定に係る調査及び分析業務の委託に当たり、最適な者を選定する公募型プロポーザルを実施するため必要な事項を定める。

2 業務の概要等

(1) 業務の名称

「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」改定に係る調査及び分析業務

(2) 目的及び業務委託内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

(3) 業務委託の期間

契約締結の日から令和6年11月30日（土）まで

(4) 業務委託契約の上限額

3,740,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) その他

本業務は、令和6年度当初予算案の成立を前提とするため、同予算案が議決されなかった場合は、この手続きを中止、又は変更することがある。

3 応募に関する事項

(1) 実施要項等の配布

盛岡市ホームページからのダウンロードによる。

(2) 提案者の資格要件

次に掲げる要件を全て満たす法人又は団体とする。

ア 本業務の実施について、市の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 直近の国税（法人税、事業税、消費税及び地方消費税等）及び盛岡市税（市民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税）を滞納していない者であること。

オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

※ なお、市は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを岩手県警察本部等に照会する場合があります。

カ 参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、盛岡市における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

4 提出書類等及び記入に当たっての注意事項

次に掲げる書類等を提出すること。

なお、盛岡市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登録のある者においては、次に掲げる(2)から(8)までの書類は提出不要とする。

	提出書類等	様式番号
1	参加申込に係る書類	
(1)	公募型プロポーザル参加申込書	様式第1号
(2)	暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書	様式第2号
(3)	委任状 ※1 ※代表者が、支店長、営業所長等、特定の者に契約権限を委任する場合は提出すること。	様式第3号
(4)	法人登記 履歴事項全部証明書【写し可】 ※2	
(5)	使用印鑑の印鑑証明書【原本】 ※1、2	
(6)	国税の納税証明書（その3の3または、その3の2）【写し可】 ※2	
(7)	盛岡市税の納税証明書【写し可】 ※2	
(8)	役員の一覧表	様式第4号

※1 社印等の契約権限を有する方を特定できない印は使用できません。

※2 申請書提出日の直前3カ月以内に発行されたもの。

	提出書類等	様式等	提出部数
(9)	公募型プロポーザル企画提案申込書	様式第5号	1部
(10)	組織等に関する調書	様式第6号	6部
(11)	企画提案書・業務計画書	様式第7号及び 別紙も含む	各6部
(12)	事業予算書 項目、数量、単価等、具体的な積算内訳を記載すること。	様式第8号	6部
(13)	実績調書 官公庁又は民間企業における類似業務等の契約実績を記載すること。	様式第9号及び 実績の成果物 (3件以内)	各6部
(14)	許認可関係の証明書の写し (提案内容に関係するものがある場合)		6部
(15)	設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの		6部

5 提案書類等の受付

(1) 周知期間

令和6年2月28日(水)から3月18日(月)まで

(2) 受付期間

ア 参加申込書の受付期間

令和6年2月28日(水)から3月13日(水)まで

(午前8時30分から午後5時まで、土日・祝日を除く。)

イ 提案書類等の受付期間

令和6年3月11日(月)から3月18日(月)まで

(午前8時30分から午後5時まで、土日・祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参、簡易書留、レターパック又はゆうパックでの郵送による。

6 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票(様式第10号)により提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問受付期間

令和6年2月28日(水)から3月6日(水)17時まで

(2) 提出方法

- ア 電子メールによる。
- イ 電子メールの件名には、業務の名称を含めること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、3月7日（木）までに、盛岡市公式ホームページに掲載し、公表する。ただし、審査に影響しない軽微な質問、単なる事業概要に関する質問等については、質問者のみ回答する。

なお、同趣旨の質問は、まとめて回答する。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

審査は、提案者からの事業説明（プレゼンテーション）及び質問審査（ヒアリング）により行う。

なお、提案者が4者以上あった場合は、事前に書類審査を実施し、3者以内を選考した上でプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 審査項目

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

- ア 確実に遂行できる業務体制が確保されているか
- イ スケジュールの管理体制が十分か
- ウ 同種の業務実績を有しているか
- エ 「もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」の目的を理解し、より高い成果が期待できるか
- オ 業務仕様書第5の1から2までの調査・分析に用いられる手法は高い成果が期待できるか
- カ 業務仕様書第5の3のブランディング戦略の項目は適切か
- キ 提案内容の実現可能性は高いと見込まれるか
- ク 予算の見積もりは適正か

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。

(4) 参加申込、企画提案の募集及び審査日程（予定）

- ア 公募の周知開始 2月28日（水）
- イ 参加申込書の受付 2月28日（水）～3月13日（水）17時
- ウ 質問の受付期限 2月28日（水）～3月6日（水）17時
- エ 質問への回答（公表） 3月7日（木）

オ 提案書類の受付期限	3月11日（月）～3月18日（月）17時
カ 書類審査（4者以上の場合）	3月19日（火）
キ プレゼンテーション等の審査	3月22日（金）※詳細は提案者に対し別途通知する。
ク 審査予備日	3月21日（木）
ケ 審査結果の通知・公表	3月25日（月）

8 委託契約の締結

契約締結方法は随意契約とし、審査により選定された第1順位者から見積書を徴収して契約書を作成する。

なお、契約の内容となる仕様書は、第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

9 留意事項等

- (1) 応募書類等の作成、提出、審査への参加等、提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。

なお、提出された書類等は、盛岡市情報公開条例に基づき、開示等を実施する場合がある。

- (3) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

10 提出先・問い合わせ先

盛岡市農林部農政課食と農の連携推進室

所在地：〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市若園町分庁舎4階

電話：019-626-2270

ファクス：019-653-2831

電子メール：nosei@city.morioka.iwate.jp